

# 佐賀県高度情報化推進協議会特定個人情報取扱規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本規程は、当協議会が、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)、  
「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」に基づき、当協議会が取り扱う特定個人情報等の適正な取扱いの確保及び特定個人情報の保護に係る安全管理措置について定めるものである。

2 個人番号及び特定個人情報等に関しては、当協議会の他の規程等に優先して本規程が適用されるとともに、本規程の規定が他の規程等の規定と矛盾抵触する場合には本規程の規定が優先的に適用される。

### (定義<sup>1</sup>)

第2条 本規程で掲げる用語の定義は、次のとおりとする。なお、本規程における用語は、他に特段の定めのない限り番号法その他の関係法令の定めに従う。

- (1)「個人情報」とは、個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報であり、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。
- (2)「個人番号」とは、番号法第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。
- (3)「特定個人情報」とは、個人番号(個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。番号法第7条第1項及び第2項、第8条並びに第67条並びに附則第3条第1項から第3項まで及び第5項を除く。)をその内容に含む個人情報をいう。
- (4)「特定個人情報等」とは、個人番号及び特定個人情報を併せたものをいう。
- (5)「個人情報データベース等」とは、個人情報保護法第2条第2項に規定する個人情報データベース等であり、個人情報を含む情報の集合体であって、特定の個人情報について電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように

---

<sup>1</sup> 特定個人情報ガイドライン「第2 用語の定義等」

体系的に構成したものとして、個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号。以下「個人情報保護法施行令」という。）第 1 条に規定するものをいう。

- (6) 「個人情報ファイル」とは、「個人情報データベース等」であつて、行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものをいう。
- (7) 「特定個人情報ファイル」とは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。
- (8) 「保有個人情報」とは、個人情報取扱事業者（項番⑫）が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する特定個人情報であつて、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして個人情報保護法施行令で定めるもの又は 6 か月以内に消去することとなるもの以外のものをいう。
- (9) 「個人番号利用事務」とは、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が番号法第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。
- (10) 「個人番号関係事務」とは、番号法第 9 条第 3 項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。
- (11) 「個人番号利用事務実施者」とは、個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。
- (12) 「個人番号関係事務実施者」とは、個人番号関係事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。
- (13) 「事務取扱担当者」とは、当協議会内において、個人番号を取り扱う事務に従事する者をいう。
- (14) 「事務取扱責任者」とは、事務取扱担当者を指導し、及び監督する者をいう。
- (15) 「管理区域」とは、特定個人情報等を管理する区域をいう。
- (16) 「取扱区域」とは、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域をいう。

（事務の範囲）

第 3 条 当協議会が個人番号を取り扱う事務の範囲<sup>2</sup> <sup>3</sup>は、以下のとおりとする。

<sup>2</sup> 安全管理措置ガイドライン「1. 安全管理措置の検討手順」「A 個人番号を取り扱う事務の範囲の明確化」

<sup>3</sup> 本規定は利用目的の特定（個人情報保護法 15 条 1 項）にも関連する規定である。個人情報保護法 15 条 1 項にもとづき、事業者は、個人番号の利用目的をできる限り特定しなければならないが、その特定の程度としては、「本人が、自らの個人番号がどのような目的で利用されるのかを一般的かつ合理的に予想できる程度」に具体的に特定する必要がある。個人番号関係事務の場合、「源泉徴収票作成事務」、「健康保険・厚生年金保険届出事務」のように特定することが考えられる。（特定個人情報ガイドライン「第 4-1-(1) 個人番号の利用制限」「1 個人番号の原則的な取扱い」「B 利用目的を超えた個人番号の利用禁止」「a 利用目的を超えた

講演会・講習会等の講師等に 係る個人番号関係事務	報酬・料金等の支払調書作 成事務
-----------------------------	---------------------

(特定個人情報等の範囲<sup>4</sup>)

第4条 当協議会が個人番号を取り扱う事務において使用する個人番号及び個人番号と関連付けて管理する特定個人情報は、以下のとおりとする。

- (1) 講演会・講習会等の講師等から、番号法第16条に基づく本人確認の措置を実施する際に提示を受けた本人確認書類（個人番号カード、通知カード、身元確認書類等）及びこれらの写し
- (2) 当協議会が税務署等の行政機関等に提出するために作成した法定調書及びこれらの控え
- (3) その他個人番号と関連づけて保存される情報

2 前項各号に該当するか否かが定かでない場合は、事務取扱責任者が判断する。

## 第2章 安全管理措置

### 第1節 組織的安全管理措置・人的安全管理措置

(組織体制<sup>5</sup>)

第5条 当協議会は、事務局員を事務取扱担当者<sup>6</sup>とし、副事務局長を事務取扱責任者<sup>7</sup>とする。

- 2 事務取扱担当者は、特定個人情報の保護に十分な注意を払ってその業務を行うものとし、事務取扱責任者は、事務取扱担当者の業務について指導し、及び監督する。
- 3 事務取扱担当者を変更することになる場合、従前の事務取扱担当者は新たに事務取扱担当者となる者に対して確実に引継ぎを行わせるものとし、事務取扱責任者はかかる引継ぎが行われたかを確認するものとする。<sup>8</sup>

個人番号の利用禁止)

<sup>4</sup> 安全管理措置ガイドライン「1. 安全管理措置の検討手順」 「B 特定個人情報等の範囲の明確化」

<sup>5</sup> 安全管理措置ガイドライン「2. 講ずべき安全管理措置の内容」 「C 組織的安全管理措置」 「a 組織体制の整備」

<sup>6</sup> 安全管理措置ガイドライン「2. 講ずべき安全管理措置の内容」 「C 組織的安全管理措置」 「a 組織体制の整備」 の「中小規模事業者における対応方法」

<sup>7</sup> 安全管理措置ガイドライン「2. 講ずべき安全管理措置の内容」 「C 組織的安全管理措置」 「a 組織体制の整備」 の「中小規模事業者における対応方法」

<sup>8</sup> 安全管理措置ガイドライン「2. 講ずべき安全管理措置の内容」 「B 取扱規程等の策定」 の「中小規模事業者における対応方法」

(事務取扱担当者の監督<sup>9</sup>)

第6条 当協議会は、特定個人情報等が本規程に基づき適正に取り扱われるよう、事務取扱担当者に対して必要かつ適切な監督を行うものとする。

(教育及び研修<sup>10</sup>)

第7条 当協議会は、本規程に定められた事項を理解し、遵守するとともに、事務取扱担当者に本規程を遵守させるための教育訓練を企画し、及び運営する責任を負う。なお、研修の内容及びスケジュールは、事業年度毎に事務取扱責任者が定める。

2 事務取扱担当者は、前項の教育訓練を受けなければならない。

(取扱状況の記録<sup>11</sup>)

第8条 事務取扱担当者は、以下の特定個人情報等の取扱い状況を別紙様式のチェックリストに基づき確認し、記入済みのチェックリストを保存するものとする。

- (1) 特定個人情報等の入手日
- (2) 支払調書等の法定調書の作成日
- (3) 支払調書等の本人への交付日
- (4) 支払調書等の法定調書の税務署等の行政機関等への提出日
- (5) 特定個人情報等の廃棄日

(取扱状況の確認<sup>12</sup>)

第9条 事務局長は、特定個人情報等の取扱状況について、定期総会前に確認を行うものとする。

(情報漏えい事案等への対応<sup>13</sup>)

第10条 事務取扱担当者は、特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損による事故

---

<sup>9</sup> 安全管理措置ガイドライン「2. 講ずべき安全管理措置の内容」「D 人的安全管理措置」「a 事務取扱担当者の監督」

<sup>10</sup> 安全管理措置ガイドライン「2. 講ずべき安全管理措置の内容」「D 人的安全管理措置」「b 事務取扱担当者の教育」

<sup>11</sup> 安全管理措置ガイドライン「2. 講ずべき安全管理措置の内容」「C 組織的安全管理措置」「b 取扱規程等に基づく運用」・「c 取扱状況を確認する手段の整備」の「中小規模事業者における対応方法」。Q&A 14-2において、「取扱状況の分かる記録を保存する」とは、例えば、① 業務日誌等において、例えば、特定個人情報等の入手・廃棄、源泉徴収票の作成日、本人への交付日、税務署への提出日等の、特定個人情報等の取扱い状況を記録すること、② 取扱規程、事務リスト等に基づくチェックリストを利用して事務を行い、その記入済みのチェックリストを保存することが該当するとされている。

<sup>12</sup> 安全管理措置ガイドライン「2. 講ずべき安全管理措置の内容」「C 組織的安全管理措置」「e 取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し」の「中小規模事業者における対応方法」

<sup>13</sup> 安全管理措置ガイドライン「2. 講ずべき安全管理措置の内容」「C 組織的安全管理措置」「d 情報漏えい等事案に対応する体制の整備」の「中小規模事業者における対応方法」

が発生したことを知った場合又はその可能性が高いと判断した場合は、事務取扱責任者及び事務局長に直ちに報告する。

(体制の見直し)

第 11 条 当協議会は、必要に応じて特定個人情報等の取扱いに関する安全対策に関する諸施策について見直しを行い、改善を図るものとする。

## 第 2 節 物理的安全管理措置

(特定個人情報等を取り扱う区域の管理<sup>14</sup>)

第 12 条 当協議会は、特定個人情報等を取り扱う管理区域及び取扱区域を明確にし、当該区域に対し、次のとおりの措置を講じる。

(1) 管理区域

特定個人情報等を管理するキャビネットのある区域とし、区域の明確化及びキャビネットの施錠等の安全管理措置を講じるものとする。

(2) 取扱区域

事務局職員の座席付近で、事務取扱担当者以外の者の往来が少ない場所において作業を行う等の工夫を行うものとする。

(盗難等の防止<sup>15</sup>)

第 13 条 当協議会は、取扱区域における特定個人情報等が記載された書類等の盗難又は紛失等を防止するために、次の各号に掲げる措置を講じる。

(1) 特定個人情報等が記載された書類等を、施錠できるキャビネットに保管する。

(2) 特定個人情報ファイルを取扱う情報システムが機器のみで運用されている場合は、セキュリティワイヤー等により固定する。ただし、当協議会は、当分の間、特定個人情報等を特定個人情報ファイルとして取り扱わないものとする。

(漏えい等の防止<sup>16</sup>)

第 14 条 当協議会は、特定個人情報等が記載された書類等の持出し（特定個人情報等を、管理区域又は取扱区域の外へ移動させることをいい、事務局での移動等も含まれる。）は、次に掲げる場合を除き禁止する。

(1) 行政機関等への法定調書の提出等、当協議会が実施する個人番号関係事務に

<sup>14</sup> 安全管理措置ガイドライン「2 講ずべき安全管理措置の内容」「E 物理的安全管理措置」  
「a 特定個人情報等を取り扱う区域の管理」

<sup>15</sup> 安全管理措置ガイドライン「2 講ずべき安全管理措置の内容」「E 物理的安全管理措置」  
「b 機器及び電子媒体等の盗難等の防止」

<sup>16</sup> 安全管理措置ガイドライン「2 講ずべき安全管理措置の内容」「E 物理的安全管理措置」  
「c 電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止」の「中小規模事業者における対応方法」

関して個人番号利用事務実施者に対しデータ又は書類を提出する場合

(個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄<sup>17)</sup>)

第 15 条 事務局長は、事務取扱担当者が特定個人情報等を削除・廃棄したことを確認するものとする。

### 第 3 章 特定個人情報等の取得

(特定個人情報の適正な取得<sup>18)</sup>)

第 16 条 当協議会は、特定個人情報等の取得を適法かつ公正な手段によって行うものとする。

(特定個人情報の利用目的<sup>19)</sup>)

第 17 条 当協議会が、講演会・講習会等の講師から取得する特定個人情報の利用目的は、第 3 条に掲げた個人番号を取り扱う事務の範囲内とする。

(特定個人情報の取得時の利用目的の通知等<sup>20)</sup>)

第 18 条 当協議会は、特定個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を情報主体に通知し、又は公表しなければならない。この場合において、「通知」の方法については、原則として書面（電子的方式、磁気的方式、その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録を含む。以下同じ。）によることとし、「公表」の方法については、インターネット上のホームページ等での公表等適切な方法によるものとする。

(個人番号の提供の要求<sup>21)</sup>)

第 19 条 当協議会は、第 3 条に掲げる事務を処理するために必要がある場合に限り、本人又は他の個人番号関係事務実施者若しくは個人番号利用事務実施者に対して個人番号の提供を求めることができるものとする。

---

17 安全管理措置ガイドライン「2 講ずべき安全管理措置の内容」「E 物理的安全管理措置」  
「d 個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄」の「中小規模事業者における対応方法」

18 個人情報保護法 17 条

19 個人情報保護法 15 条 1 項。同規定に基づき、事業者は、個人番号の利用目的をできる限り特定しなければならないが、その特定の程度としては、本人が、自らの個人番号がどのような目的で利用されるのかを一般的かつ合理的に予想できる程度に具体的に特定する必要がある。

20 個人情報保護法 18 条

21 番号法 14 条 1 項、特定個人情報ガイドライン「第 4 - 3 - (1) 個人番号の提供の要求」

(個人番号の提供を求める時期<sup>22)</sup>)

第 20 条 当協議会は、第 3 条に定める事務を処理するために必要があるときに個人番号の提供を求めることとする。

- 2 前項にかかわらず、本人との法律関係等に基づき、個人番号関係事務の発生が予想される場合には、契約を締結した時点等の当該事務の発生が予想できた時点で個人番号の提供を求めることが可能であるものとする。

(特定個人情報の提供の求めの制限<sup>23)</sup>)

第 21 条 特定個人情報の「提供」とは、法的な人格を超える特定個人情報の移動を意味するものであり、同一法人の内部等の法的な人格を超えない特定個人情報の移動は「提供」ではなく「利用」に該当し、個人番号の利用制限（第 27 条）に従うものとする。

- 2 当協議会は、番号法第 19 条各号のいずれかに該当し、特定個人情報の提供を受けることができる場合を除き、特定個人情報の提供を求めてはならない。

(特定個人情報の収集制限<sup>24)</sup>)

第 22 条 当協議会は、第 3 条に定める事務の範囲を超えて、特定個人情報を収集しないものとする。

(本人確認<sup>25)</sup>)

第 23 条 当協議会は、番号法第 16 条に定める各方法により、講演会・講習会等の講師の個人番号の確認及び当該人の身元確認を行うものとする。また、代理人については、同条に定める各方法により、当該代理人の身元確認、代理権の確認及び本人の個人番号の確認を行うものとする。

(取得段階における組織的安全管理措置・人的安全管理措置<sup>26)</sup>)

第 24 条 特定個人情報の取得段階における組織的安全管理措置及び人的安全管理措置は第 2 章（安全管理措置）第 1 節（組織的安全管理措置・人的安全管理措置）に従うものとする。

---

<sup>22</sup> 番号法 14 条 1 項、特定個人情報ガイドライン「第 4-3-(1) 個人番号の提供の要求」「2 提供を求める時期」

<sup>23</sup> 番号法 15 条、特定個人情報ガイドライン「第 4-3-(2) 個人番号の提供の求めの制限、特定個人情報の提供制限」「1 提供の求めの制限」

<sup>24</sup> 番号法 20 条、「第 4-3-(3) 収集・保管制限」「A 収集制限」

<sup>25</sup> 番号法 16 条

<sup>26</sup> 安全管理措置ガイドライン「2 講ずべき安全管理措置の内容」「C 組織的安全管理措置」・「D 人的安全管理措置」

(取得段階における物理的安全管理措置<sup>27)</sup>)

第 25 条 特定個人情報の利用段階における物理的安全管理措置は第 2 章（安全管理措置）第 2 節（物理的安全管理措置）に従うものとする。

#### 第 4 章 特定個人情報の利用

(個人番号の利用制限<sup>28)</sup>)

第 26 条 当協議会は、第 17 条に掲げる利用目的の範囲内でのみ個人番号を利用するものとする。

2 当協議会は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合を除き、本人の同意があつたとしても、利用目的を超えて特定個人情報を利用してはならないものとする。

(特定個人情報ファイルの作成の制限<sup>29)</sup>)

第 27 条 当協議会が特定個人情報ファイルを作成するのは、第 3 条に定める事務を実施するために必要な範囲に限り、これらの場合を除き特定個人情報ファイルを作成しないものとする。ただし、当協議会は、当分の間、特定個人情報ファイルを作成しないものとする。

(利用段階における組織的安全管理措置・人的安全管理措置<sup>30)</sup>)

第 28 条 特定個人情報の利用段階における組織的安全管理措置及び人的安全管理措置は第 2 章（安全管理措置）第 1 節（組織的安全管理措置・人的安全管理措置）に従うものとする。

(利用段階における物理的安全管理措置<sup>31)</sup>)

第 29 条 特定個人情報の利用段階における物理的安全管理措置は第 2 章（安全管理措置）第 2 節（物理的安全管理措置）に従うものとする。

---

<sup>27</sup> 安全管理措置ガイドライン「2 講ずべき安全管理措置の内容」「E 物理的安全管理措置」

<sup>28</sup> 番号法 9 条、29 条 3 項により読み替えて適用される個人情報保護法 16 条 1 項、番号法 32 条、特定個人情報ガイドライン「第 4-1-(1) 個人番号の利用制限」「1 個人番号の原則的な取扱い」

<sup>29</sup> 番号法 28 条、特定個人情報ガイドライン「第 4-1-(2) 特定個人情報ファイルの作成の制限」

<sup>30</sup> 安全管理措置ガイドライン「2 講ずべき安全管理措置の内容」「C 組織的安全管理措置」・「D 人的安全管理措置」

<sup>31</sup> 安全管理措置ガイドライン「2 講ずべき安全管理措置の内容」「E 物理的安全管理措置」



## 第5章 特定個人情報の保管

(特定個人情報の保管制限<sup>32</sup>)

第30条 当協議会は、第3条に定める事務の範囲を超えて、特定個人情報を保管してはならない。

2 当協議会は、番号法上の本人確認の措置を実施する際に提示を受けた本人確認書類（個人番号カード、通知カード、身元確認書類等）の写しや当協議会が行政機関等に提出する法定調書の控えを特定個人情報として保管するものとする。これらの書類については、法定調書の再作成を行うなど個人番号関係事務の一環として利用する必要があると認められるため、関連する所管法令で定められた個人番号を記載する書類等の保存期間を経過するまでの間保存することができる。<sup>33</sup>

<sup>34</sup>

(保管段階における組織的安全管理措置・人的安全管理措置<sup>35</sup>)

第31条 特定個人情報の保管段階における組織的安全管理措置及び人的安全管理措置は第2章（安全管理措置）第1節（組織的安全管理措置・人的安全管理措置）に従うものとする。

(保管段階における物理的安全管理措置<sup>36</sup>)

第32条 特定個人情報の保管段階における物理的安全管理措置は第2章（安全管理措置）第2節（物理的安全管理措置）に従うものとする。

---

<sup>32</sup> 番号法20条

<sup>33</sup> QA6-2において、「番号法上の本人確認の措置を実施するに当たり、個人番号カード等の本人確認書類のコピーを保管する法令上の義務はありませんが、本人確認の記録を残すためにコピーを保管することはできます。なお、コピーを保管する場合には、安全管理措置を適切に講ずる必要があります。」とされている。

<sup>34</sup> パブコメ回答37頁154番において、「事業者が税務署等に提出する法定調書の控えや当該法定調書を作成するうえで事業者が受領する個人番号が記載された申告書等については、法令上、明示的に保存する義務が課せられていないもの」について、「法定調書の再作成を行うなど個人番号関係事務の一環として利用する必要があると認められる場合は、個人番号の保管を継続することができます。」とされている。

<sup>35</sup> 安全管理措置ガイドライン「2 講ずべき安全管理措置の内容」「C 組織的安全管理措置」・「D 人的安全管理措置」

<sup>36</sup> 安全管理措置ガイドライン「2 講ずべき安全管理措置の内容」「E 物理的安全管理措置」

## 第6章 特定個人情報の提供

(特定個人情報の提供制限<sup>37)</sup>)

第33条 当協議会は、番号法第19条各号に掲げる場合を除き、本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者（法的な人格を超える特定個人情報の移動を意味し、同一法人の内部等の法的な人格を超えない特定個人情報の移動は該当しないものとする。）に提供しないものとする。なお、本人の同意があっても特定個人情報の第三者提供ができないことに留意するものとする。

(提供段階における組織的安全管理措置・人的安全管理措置<sup>38)</sup>)

第34条 特定個人情報の提供段階における組織的安全管理措置及び人的安全管理措置は第2章（安全管理措置）第1節（組織的安全管理措置・人的安全管理措置）に従うものとする。

(提供段階における物理的安全管理措置<sup>39)</sup>)

第35条 特定個人情報の提供段階における物理的安全管理措置は第2章（安全管理措置）第2節（物理的安全管理措置）に従うものとする。

## 第7章 特定個人情報の利用停止等

(保有個人情報の利用停止等<sup>40)</sup>)

第36条 当協議会は、本人から、当該本人が識別される保有個人情報が、個人情報保護法第16条の規定に違反して取得されているという理由、同法第17条の規定に違反して取り扱われたものであるという理由又は番号法第19条の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は第三者への提供の停止（以下、本条において「利用停止等」という。）を求められた場合であって、利用停止等に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該特定個人情報の利用停止等を行わなければならない。但し、利用停止等を行うことに多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、当該本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではない。

---

<sup>37</sup> 番号法19条、特定個人情報ガイドライン「第4-3-(2) 個人番号の提供の求めの制限、特定個人情報の提供制限」「2 特定個人情報の提供制限」

<sup>38</sup> 安全管理措置ガイドライン「2 講ずべき安全管理措置の内容」「C 組織的安全管理措置」・「D 人的安全管理措置」

<sup>39</sup> 安全管理措置ガイドライン「2 講ずべき安全管理措置の内容」「E 物理的安全管理措置」

<sup>40</sup> 個人情報保護法27条

- 2 前項の規定に基づき求められた利用停止等の全部又は一部を行ったとき若しくは行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（当該本人から求められた措置と異なる措置を行う場合にはその措置内容を含む。）を通知しなければならない。なお、利用停止等を行わない場合又は本人の求めと異なる措置をとる場合は、その判断の根拠及びその根拠となる事実を示し、その理由を説明することとする。<sup>41</sup>

## 第8章 特定個人情報の廃棄・削除

（特定個人情報の廃棄・削除<sup>42</sup>）

第37条 当協議会は第3条に規定する事務を処理する必要がある範囲内に限り特定個人情報等を収集又は保管し続けるものとする。なお、書類等について所管法令によって一定期間保存が義務付けられているものについては、これらの書類等に記載された個人番号については、その期間保管するものとし、それらの事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに廃棄又は削除するものとする。

- 2 前項の廃棄等は、焼却又は溶解等の復元不可能な手法により廃棄する。

（廃棄・削除段階における組織的安全管理措置・人的安全管理措置<sup>43</sup>）

第38条 特定個人情報の廃棄・削除段階における組織的安全管理措置及び人的安全管理措置は第2章（安全管理措置）第1節（組織的安全管理措置・人的安全管理措置）に従うものとする。

（廃棄・削除段階における物理的安全管理措置<sup>44</sup>）

第39条 特定個人情報の廃棄・削除段階における物理的安全管理措置は第2章（安全管理措置）第2節（物理的安全管理措置）の第15条に従うものとする。

---

<sup>41</sup> 個人情報保護法 28 条

<sup>42</sup> 番号法 20 条、特定個人情報ガイドライン「第4-3-(3) 収集・保管制限」「B 保管制限と廃棄」

<sup>43</sup> 安全管理措置ガイドライン「2 講ずべき安全管理措置の内容」「C 組織的安全管理措置」・「D 人的安全管理措置」

<sup>44</sup> 安全管理措置ガイドライン「2 講ずべき安全管理措置の内容」「E 物理的安全管理措置」「d 個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄」

## 第9章 その他

(改廃)

第40条 本規則の改廃は、幹事会の決議による。

附 則

本規程は、平成28年9月1日から施行する。

別紙 特定個人情報等の取扱状況・運用状況のチェックリスト(本規程第8条関連)

① 特定個人情報等の入手日	
② 支払調書等の法定調書の作成日	
③ 支払調書等の法定調書の本人への交付日	
④ 支払調書等の法定調書の税務署等の行政機関等への提出日	
⑤ 特定個人情報の廃棄日	